

静岡県居宅介護職員初任者研修等事業者指定等取扱要綱を次のように定める。

静岡県居宅介護職員初任者研修等事業者指定等取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、指定居宅介護の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの等（平成18年厚生労働省告示第538号）及び指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成18年厚生労働省告示第544号）に定めるもののほか居宅介護職員初任者研修、障害者居宅介護従業者基礎研修、重度訪問介護従業者養成研修、強度行動障害支援者養成研修、同行援護従業者養成研修、行動援護従業者養成研修及びサービス管理責任者研修を実施する事業者の指定の手続その他必要な事項について、並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項第8号の移動支援事業において全身性障害者の移動の介護の提供に当たる者（以下「移動介護従業者」という。）を養成する研修の実施、当該研修を実施する事業者の指定の手続その他必要な事項について定めるものとする。

(移動介護従業者を養成する研修)

第2条 移動介護従業者を養成する研修は、全身性の障害を有する者又は児童に対する外出時における移動の介護に関する知識及び技術を習得することを目的として、知事が別に定める者を対象として行われる研修（以下「全身性移動研修」という。）とする。

(研修の課程)

第3条 居宅介護職員初任者研修、障害者居宅介護従業者基礎研修、重度訪問介護従業者養成研修、強度行動障害支援者養成研修、同行援護従業者養成研修及び行動援護従業者養成研修の課程は、次の各号に掲げる課程とし、その内容は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 居宅介護職員初任者研修課程 居宅介護の提供に当たる者（以下、「居宅介護従業者」という。）が行う業務に関する知識及び技術を習得することを目的として行われるもの
- (2) 障害者居宅介護従業者基礎研修課程 居宅介護従業者が行う業務に関する基礎的な知識及び技術を習得することを目的として行われるもの
- (3) 重度訪問介護従業者養成研修の基礎課程（以下「重度訪問基礎課程」という。） 重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障害者に対する入浴、排せつ、食事等の介護及び調理、洗濯、掃除等の家事並びに外出時における移動中の介護に関する基礎的な知識及び技術を習得することを目的として行われるもの
- (4) 重度訪問介護従業者養成研修の追加課程（以下「重度訪問追加課程」という。） 重度訪問基礎課程において修得した知識及び技術を深めるとともに、特に重度の障害者に対する緊急時の対応等に関する知識及び技術を習得することを目的として、重度訪問基礎課程を修了した者を対象（重度訪問基礎課程と重度訪問追加課程を適切な組み合わせにより並行して受講

する場合を除く。)として行われるもの

- (5) 重度訪問介護従業者養成研修の統合課程（以下「重度訪問統合課程」という。） 社会福祉士及び介護福祉法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）別表第3第1号に定める基本研修（以下「基本研修」という。）に相当する研修課程、重度訪問基礎課程及び重度訪問追加課程を統合したものとして行われるもの
- (6) 重度訪問介護従業者養成研修の行動障害支援課程（以下「重度訪問行動障害支援課程」という。） 重度の知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を要するものにつき、当該障害者の特性の理解及び居宅内や外出時における危険を伴う行動を予防し、又は回避するために必要な援護等に関する知識及び技術を習得することを目的として行われるもの
- (7) 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）課程（以下「強度行動障害基礎課程」という。） 強度行動障害を有する者に対し、適切な支援を行う職員の人材育成を目的として行われるもの
- (8) 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）課程（以下「強度行動障害実践課程」という。） 強度行動障害を有する者に対し、適切な支援計画を作成することが可能な職員の育成を目的として行われるもの
- (9) 同行援護従業者養成研修一般課程（以下「同行援護一般課程」という。） 視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者（児）に対して、外出時に、当該障害者（児）に同行して、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者（児）が外出する際に必要な援助に関する知識及び技術を習得することを目的として行われるもの
- (10) 同行援護従業者養成研修応用課程（以下「同行援護応用課程」という。） サービス提供責任者としての知識及び技術を習得することを目的として、同行援護一般課程を修了した者を対象（同行援護一般課程と同行援護応用課程を適切な組み合わせにより並行して受講する場合を除く。）として行われるもの
- (11) 行動援護従業者養成研修課程（以下「行動援護課程」という。） 知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要するものにつき、当該障害者等の特性の理解や評価、支援計画シート等の作成及び居宅内や外出時における危険を伴う行動を予防し、又は回避するために必要な援護等に関する知識及び技術を習得することを目的として行われるもの

(指定の申請)

第4条 居宅介護職員初任者研修、障害者居宅介護従業者基礎研修、重度訪問介護従業者養成研修、強度行動障害支援者養成研修、同行援護従業者養成研修、行動援護従業者養成研修、サービス管理責任者研修又は全身性移動研修（以下「従業者等研修」という。）を実施する事業者の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、初回の従業者等研修の受講者の募集を開始する日の2月前までに、次に掲げる事項を記載した様式第1号による指定申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

- (2) 実施する従業者等研修の課程及び日程
- (3) 従業者等研修の実施場所（講義を通信の方法によって行おうとする者にあつては、主たる事業所の所在地）

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 実施する従業者等研修の課程のカリキュラム
- (2) 学則
- (3) 従業者等研修日程表
- (4) 講義及び演習を行う講師の一覧
- (5) 講師就任承諾書
- (6) 実習を行う指導者の一覧
- (7) 従業者等研修の課程の修了の認定方法
- (8) 修了証明書の様式
- (9) 講義及び演習を行う施設の利用計画書
- (10) 実習を行う施設の利用計画書
- (11) 実習を行う施設の利用承諾書
- (12) 定款、寄附行為その他の約款
- (13) 登記簿謄本（法人格を有しない団体にあつては、団体の役員名簿）
- (14) 財産目録、貸借対照表その他の資産状況を明らかにする書類
- (15) 申請者の申請年度及び次年度の収支の見込を明らかにする書類
- (16) 従業者等研修に係る事業（以下「研修事業」という。）に係る収支の見込を明らかにする書類

類

3 講義を通信の方法によって行おうとする者にあつては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 添削指導の日程表
- (2) 添削指導及び面接指導の指導方法を明示した書類
- (3) 添削指導に係る課題、解答用紙及び模範回答集

（指定の基準）

第5条 知事は、申請者及び研修事業の内容等が別表第1に規定する要件に適合すると認めるときは、指定居宅介護職員初任者研修等事業者（以下「指定事業者」という。）として指定するものとする。

（指定事項の変更の届出）

第6条 指定事業者は、第4条第1項第1号若しくは第3号、第2項各号又は第3項各号に掲げる事項を変更したとき（第8条の規定による承認を受けて変更したときを除く。）は、10日以内に、様式第2号による指定事項変更届を知事に提出しなければならない。

（事業計画変更承認の申請）

第7条 指定事業者は、第4条第1項第2号に掲げる事項を変更しようとするときは、変更に係る従業者等研修の受講者の募集を開始する日の1月前までに、様式第3号による事業計画変更承認申請書に第4条第2項各号及び第3項各号に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

(事業計画変更承認の基準)

第8条 知事は、変更後の研修事業の内容等が、別表第1に規定する要件に適合すると認めるときは、変更を承認するものとする。

(研修科目の免除)

第9条 指定事業者は、別表第2に定めるところにより、従業者等研修の科目の全部又は一部を免除することができるものとする。

(修了の証明)

第10条 指定事業者は、様式第4号による証明書を、従業者等研修の全ての科目（前条の規定により研修の科目の全部又は一部を免除した場合にあっては、当該免除に係る科目の部分を除く。）を受講した者に交付するものとする。この場合において、講義を通信の方法によって行う場合の講義にあっては、指定事業者の学則に規定する合格点に達したことをもって当該講義の科目を受講したものとみなす。

(研修事業の廃止若しくは休止又は再開の届出)

第11条 指定事業者は、研修事業を廃止し、又は休止しようとするときは、研修事業を廃止し、又は休止しようとする日までに、様式第5号による廃止（休止）届を知事に提出しなければならない。

2 指定事業者は、研修事業を再開しようとするときは、再開に係る従業者等研修の受講者の募集を開始する日の1月前までに、様式第6号による再開届を知事に提出しなければならない。

(事業実績報告書の提出)

第12条 指定事業者は、毎事業年度終了後2月以内に様式第7号による実績報告書に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 居宅介護職員初任者研修等修了者名簿（様式第7号別紙）
- (2) 受講者の従業者等研修への出席状況等を記した書類
- (3) 研修事業に係る収支の状況を明らかにする書類

(報告又は書類の提出及び改善指導)

第13条 知事は、必要があると認めるときは、指定事業者に対し、必要な事項についての報告又は書類の提出を求めることができるものとする。

2 知事は、研修事業が適切に行われていないと認めるときは、指定事業者に対し、必要な改善指導を行うことができるものとする。

(指定の取消し)

第14条 知事は、指定事業者又は研修事業の内容等が、別表第1に規定する要件に適合しなくなったと認めるとき又は指定事業者が前条第2項の改善指導に従わないときは、指定を取り消すことができるものとする。

(聴聞の機会)

第15条 知事は、前条の規定により指定の取消しを行おうとするときは、静岡県行政手続条例（平成7年静岡県条例第35号）第3章第2節の規定の例により、指定事業者に対し、聴聞を行わなければならない。

(関係書類の保存)

第16条 研修事業を行った者は、従業者等研修に関する関係書類を5年間保存しなければならない。

ただし、第12条の実績報告書及び書類については、永久保存しなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この告示は、公示の日から施行する。
- 2 この告示の施行前に、従前の障害者(児)ホームヘルパー養成研修事業実施要綱(平成13年7月9日付け障知精第170号健康福祉部長通知。次項において「要綱」という。)及びガイドヘルパー養成研修事業実施要領(平成10年6月25日付け障福第382号健康福祉部長通知。次項において「要領」という。)の規定により行われた研修の指定は、この告示の相当規定により行われた事業者の指定とみなす。
- 3 この告示の施行の際現に実施されている要綱又は要領に基づく研修については、なお従前の例による。

附 則(平成24年3月30日告示第264号)

- 1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に改正前の静岡県居宅介護従業者養成研修等事業者指定等取扱要綱(以下「旧要綱」という。)の様式により提出されている申請書は、改正後の静岡県居宅介護従業者養成研修等事業者指定等取扱要綱の相当する様式により提出された申請書とみなす。
- 3 この告示の施行の際現に実施されている旧要綱に基づく研修については、なお従前の例による。
- 4 この告示の施行前において行われた旧要綱第5条の規定による指定居宅介護従業者養成研修等事業者としての指定(旧要綱第2条(1)に規定する視覚障害者移動介護従業者養成研修に係るものに限る)は、この告示の施行の日においてその効力を失う。

附 則(平成24年9月18日告示第795号)

- 1 この告示は、公示の日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に改正前の静岡県居宅介護従業者養成研修等事業者指定等取扱要綱(以下「旧要綱」という。)の様式により提出されている申請書は、改正後の静岡県居宅介護従業者養成研修等事業者指定等取扱要綱の相当する様式により提出された申請書とみなす。
- 3 この要綱の施行の際旧要綱の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則(平成25年3月29日告示第270号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年7月30日告示第648号)

(施行期日)

- 1 この告示は、公示の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正前の静岡県居宅介護従業者養成研修等事業者指定等取扱要綱(以下「旧要綱」という。)第3条第1号又は第2号に掲げる1級課程又は2級課程を修了した者については、改正後の静岡県居宅介護職員初任者研修等事業者指定等取扱要綱(以下「新要綱」という。)の第9条の規定にかかわらず、居宅介護職員初任者研修課程の全科目を免除するものとする。

3 旧要綱第3条第3号に掲げる3級課程を修了した者については、新要綱の第9条の規定にかかわらず、障害者居宅介護従業者基礎研修課程の全科目を免除するものとする。

4 この告示の施行の際旧要綱の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則(平成26年12月2日告示第868号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成27年10月6日告示第759号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(令和元年7月1日告示第125号の2)

1 この告示は、不正競争防止法等の一部を改正する法律(平成30年法律第33号)の施行の日(令和元年7月1日)から施行する。

2 この告示の施行の際現に改正前のそれぞれの告示の様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの告示の相当する様式により提出された申請書等とみなす。

3 この告示の施行の際現に改正前のそれぞれの告示の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則(令和3年3月31日告示第366号の5)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

2 この告示の施行の際現に改正前の静岡県居宅介護職員初任者研修等事業者指定等取扱要綱の様式(以下「旧様式」という。)により提出されている申請書は、改正後の静岡県居宅介護職員初任者研修等事業者指定等取扱要綱の相当する様式により提出された申請書とみなす。

3 この告示の施行の際現に旧様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則(令和7年3月31日告示第255号の6)

この告示は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第1条、別表第1、様式第4号(その1)及び様式第4号(その2)の改正は、公示の日から施行する。

別表第1（第5条、第8条関係）

従業者等研修を実施する事業者の指定に関する要件

- 1 障害福祉事業で相当の実績を有すること。
- 2 研修事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事務能力及び研修事業の安定的な運営に必要な財政基盤を有する者であること。
- 3 研修事業の経理が他の事業の経理と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等研修事業の収支の状況を明らかにする書類が整備されていること。
- 4 毎年度1回以上従業者等研修を実施する体制を整えていること。
- 5 第14条の規定により指定の取消しがなされ、当該取消しの日から3年を経過しないものでないこと。
- 6 少なくとも次に掲げる事項を明らかにした学則が定められていること。
  - (1) 開講の目的
  - (2) 従業者等研修の名称及び課程
  - (3) 従業者等研修の実施場所
  - (4) 従業者等研修の期間
  - (5) カリキュラム及び使用する教材
  - (6) 講師氏名及び現職名
  - (7) 実習施設
  - (8) 従業者等研修の課程の修了の認定方法及び免除科目
  - (9) 募集時期
  - (10) 受講資格
  - (11) 受講定員
  - (12) 受講申込手続
  - (13) 受講料(補講等に係るものを含む。以下同じ。)等受講に際し必要な費用の額
  - (14) 従業者等研修の欠席者に対する補講の実施方法及び補講に係る費用等の取扱い
  - (15) 従業者等研修の修了者の名簿が知事に提出され、管理される旨の記載
  - (16) その他従業者等研修実施に関し必要な事項
- 7 従業者等研修を実施するに当たっては、次に掲げる事項を募集案内等に記載し、受講希望者に対して周知すること。
  - (1) 受講料等受講に際し必要な費用の額及び支払った後の返還の可否等金銭の収受に関すること。
  - (2) 法第77条第1項第8号の移動支援事業の従業者の要件は各市町が定めるものであり、各市町により異なる旨
  - (3) その他従業者等研修の内容に関する重要事項
- 8 受講者の募集は、従業者等研修実施前に適切な期間において公募により行うものとし、一定の団体等に所属する者に限定して募集しないこと。ただし、学校等が当該学校等の生徒等を対象として研修を実施する場合は、この限りでない。
- 9 受講料等の額が、講師謝金、会場使用料等の実費を勘案した適切な額であること。
- 10 従業者等研修の課程は、別紙1に定める内容以上のものとし、原則として講義、演習、実習

の順序で行うこと。

- 11 従業者等研修の修業年限は、別紙2に定める期間以内とすること。
- 12 従業者等研修の期間内に事故が発生した場合に備え、保険への加入を通じて、補償を行うための体制を確保していること。
- 13 研修事業の運営上知り得た従業者等研修の受講者(申込者を含む。)に係る秘密の保持について、十分な措置がなされていること。また、実習施設に対して同様の措置をとるよう指導すること。
- 14 講義及び演習を担当する講師については、従業者等研修の課程を教授するのに適切な知識、技術、資格及び実務経験を有する者(以下「研修講師」という。)が当該課程を教授するのに必要な人数確保されていること。
- 15 実習を行うのに適当な施設を実習施設としてあらかじめ確保し、適当な実習指導者による指導が行われること。
- 16 実習に当たって実習施設利用者の健康、安全及び人権について最大限の配慮をするよう受講者を指導するとともに、実習等において知り得た個人の情報について、漏らさないよう受講者を指導すること。
- 17 講義を通信の方法で行う場合の講義については、次に掲げる基準を満たすこと。
  - (1) 受講者が学習に当たって通信の方法で行わない講義と同等の効果が得られるよう添削指導及び面接指導を行うこと。
  - (2) 添削課題の作成及び添削は、研修講師が行うこと。
  - (3) 添削課題は、科目毎に複数の課題を設けるとともに、福祉制度の改正、社会情勢の変化又は介助理論及び技術等の進展に則し、適宜改訂すること。
  - (4) あらかじめ合格点を設定し、これに満たない場合は、再度課題を課して合格点に達するまで指導を徹底すること。
  - (5) 受講者に添削を行った答案を送付する際には、模範解答及び解説集を添付すること。
  - (6) 質問用紙を用意し、受講者からの質問に対し、研修講師が速やかに回答すること。
  - (7) 面接指導は、研修講師が行うこと。
  - (8) 面接指導を行うのに適当な講義室が確保されていること。
- 18 従業者等研修への出席状況等従業者等研修の受講者に関する状況を確実に把握すること。

別紙 1

(1) 居宅介護職員初任者研修課程

	科 目	時間数	備考
	細目		
区分	1 職務の理解	6	講義と演習を一体で実施すること。 必要に応じて、施設の見学等の実習を活用すること。
	(1) 多様なサービスの理解		
	(2) 介護職の仕事内容や働く現場の理解		
	2 介護における尊厳の保持・自立支援	9	講義と演習を一体で実施すること。
	(1) 人権と尊厳を支える介護		
	(2) 自立に向けた介護		
	3 介護の基本	6	
	(1) 介護職の役割、専門性と多職種との連携		
	(2) 介護職の職業倫理		
	(3) 介護における安全の確保とリスクマネジメント		
	(4) 介護職の安全		
	4 介護・福祉サービスの理解と医療との連携	9	
	(1) 障害者福祉制度		
	(2) 医療との連携とリハビリテーション		
	(3) 介護保険制度およびその他の制度		
	5 介護におけるコミュニケーション技術	6	
	(1) 介護におけるコミュニケーション		
	(2) 介護におけるチームのコミュニケーション		
6 障害の理解	6		
(1) 障害の基礎的理解			
(2) 障害の医学的側面、生活障害、心理・行動の特徴、かかわり支援等の基礎的知識			
(3) 家族の心理、かかわり支援の理解			
7 認知症・行動障害の理解	6		
認知症の理解			
(1) 認知症を取り巻く状況			
(2) 医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理			
(3) 認知症に伴うこころとからだの変化と日常生活			
(4) 家族への支援			
行動障害の理解			
(5) 行動障害とは			
(6) 自閉症の理解・自閉症の障害特性			
(7) 行動障害が起きる背景の理解			
(8) 行動障害を起こさないようにするための支援			
8 老化の理解	3		
(1) 老化に伴うこころとからだの変化と日常			
(2) 高齢者と健康			
9 こころとからだのしくみと生活支援技術	75	講義と演習を一体で実施すること。 介護に必要な基礎的知識の確認及び生活支援技術の習得状況の確認を行うこと。	
(1) 基本知識の学習			
(2) 生活支援技術の講義・演習			
(3) 生活支援技術演習			

10	振り返り	4	講義と演習を一体で実施すること。 必要に応じて、施設の見学等の実習を活用すること。
	(1) 振り返り		
	(2) 就業への備えと研修修了後における継続的な研修		
11	筆記試験による修了評価	1	
合 計		131	

(2) 障害者居宅介護従業者基礎研修課程

区分	科 目	時間数	備考
	細目		
講義	1 福祉サービスを提供する際の基本的な考え方に関する講義	3	
	2 障害者福祉及び老人保健福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義	4	居宅介護従業者の職業倫理に関する講義を行うこと。
	(1) 障害者福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度	(2)	
	(2) 老人保健福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度	(2)	
	3 居宅介護に関する講義	3	
	4 障害者及び老人の疾病、障害等に関する講義	3	
	5 基礎的な介護技術に関する講義	3	
	6 家事援助の方法に関する講義	4	
	7 医学等の関連する領域の基礎的な知識に関する講義	5	
	(1) 医学の基礎知識	(3)	
(2) 心理面への援助方法	(2)		
演習	8 福祉サービスを提供する際の基本的な態度に関する演習	4	
	9 基礎的な介護技術に関する演習	10	
	10 事例の検討等に関する演習	3	
実習	11 生活介護を行う事業所等のサービス提供現場の見学	8	
	(1) 居宅サービス提供現場の見学	(4)	
	(2) ホームヘルプサービスの同行見学	(4)	
合 計		50	

(3) 重度訪問基礎課程

区分	科 目	時間数	備考
講義	1 重度の肢体不自由者の地域生活等に関する講義	2	
	2 基礎的な介護技術に関する講義	1	
実習	3 基礎的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーションの技術に関する実習	5	
	4 外出時の介護技術に関する実習	2	
合 計		10	

(4) 重度訪問追加課程

区分	科 目	時間数	備考
講	1 医療的ケアを必要とする重度訪問介護利用者の障害及び支	4	

義	援に関する講義		
	2 コミュニケーションの技術に関する講義	2	
	3 緊急時の対応及び危険防止に関する講義	1	
実習	4 重度の肢体不自由者の介護サービス提供現場での実習	3	
合 計		10	

(5) 重度訪問統合課程

区分	科 目	時間数	備考
講義	1 重度の肢体不自由者の地域生活等に関する講義	2	基本研修に相当する研修課程
	2 基礎的な介護技術に関する講義	1	
	3 コミュニケーションの技術に関する講義	2	
	4 喀痰吸引を必要とする重度障害者の障害及び支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義①	3	基本研修に相当する研修課程
	5 経管栄養を必要とする重度障害者の障害及び支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義②	3	基本研修に相当する研修課程
	6 講義1, 4及び5に係る筆記試験	0.5	基本研修に相当する研修課程
演習	7 喀痰吸引等に関する演習	1	基本研修に相当する研修課程
実習	8 基礎的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーションの技術に関する実習	3	
	9 外出時の介護技術に関する実習	2	
	10 重度の肢体不自由者の介護サービス提供現場での実習	3.5	
合 計		21	

(6) 重度訪問行動障害支援課程

区分	科 目	時間数	備考
講義	1 強度行動障害がある者の基本的理解	2.5	
	2 強度行動障害に関する制度及び支援技術の基礎的な知識	3.5	
演習	3 基本的な情報収集と記録等の共有	1	
	4 行動障害がある者の固有のコミュニケーションの理解	2.5	
	5 行動障害の背景にある特性の理解	2.5	
合 計		12	

(7) 強度行動障害基礎課程

区分	科 目	時間数	備考
講義	1 強度行動障害がある者の基本的理解	1.5	
	2 強度行動障害に関する制度及び支援技術の基礎的な知識	5	
演習	3 基本的な情報収集と記録等の共有	1	
	4 行動障害がある者の固有のコミュニケーションの理解	3	

	5 行動障害の背景にある特性の理解	1.5	
合 計		12	

(8) 強度行動障害実践課程

区分	科 目	時間数	備考
講義	1 強度行動障害のある者へのチーム支援	3	
	2 強度行動障害と生活の組立て	0.5	
演習	3 障害特性の理解とアセスメント	3	
	4 環境調整による強度行動障害の支援	3	
	5 記録に基づく支援の評価	1.5	
	6 危機対応と虐待防止	1	
合 計		12	

(9) 同行援護一般課程

区分	科 目	時間数	備考	
	細目			
講義	1 外出保障	1		
	2 視覚障害者の理解と疾病①	1		
	3 視覚障害者の理解と疾病②	0.5		
	4 視覚障害者（児）の心理	3		
	白杖使用者の心理	(1)		
	弱視者等の心理	(1)		
	補助犬使用者の心理	(1)		
	5 視覚障害者（児）福祉の制度とサービス	1.5		
	6 同行援護の制度	1		
	7 同行援護従事者の実際と職業倫理	2.5		
	講義・演習	8 情報提供	2	
		9 代筆・代読①	1	
		10 代筆・代読②	0.5	
	実習	11 誘導の基本技術①	4	
		12 誘導の基本技術②	3	
13 誘導の応用技術（場面別・街歩き）①		4		
14 誘導の応用技術（場面別・街歩き）②		1		
15 交通機関の利用		4		
合 計		30		

(10) 同行援護応用課程

区分	科 目	時間数	備考
講義	1 サービス提供責任者の業務	1	
	2 様々な利用者への対応	1	
	3 個別支援計画と他機関との連携	1	
	4 業務上のリスクマネジメント	1	

	5 従業者研修の実施	1	
	6 同行援護の実務上の留意点	1	
	合 計	6	

Ⅲ 行動援護課程

区分	科 目	時間数	備考
講義	1 強度行動障害がある者の基本的理解	2.5	
	2 強度行動障害に関する制度及び支援技術の基礎的な知識	3.5	
	3 強度行動障害のある者へのチーム支援	2	
	4 強度行動障害と生活の組立て	2	
演習	5 基本的な情報収集と記録等の共有	1	
	6 行動障害がある者の固有のコミュニケーションの理解	2.5	
	7 行動障害の背景にある特性の理解	2.5	
	8 障害特性の理解とアセスメント	2.5	
	9 環境調整による強度行動障害の支援	3.5	
	10 記録に基づく支援の評価	1	
	11 危機対応と虐待防止	1	
	合 計	24	

Ⅳ サービス管理責任者研修の課程（以下「管理責任者課程」という。）

区分	科 目	時間数	備考
講義	1 サービス管理責任者の役割に関する講義	6	
	2 アセスメントやモニタリングの手法に関する講義	3	
演習	3 サービス提供プロセスの管理に関する演習	10	
	合 計	19	

Ⅴ 全身性移動研修の課程（以下「全身性移動課程」という。）

区分	科 目	時間数	備 考
	細目		
講義	1 ガイドヘルパーの制度及び業務	1	
	2 重度脳性まひ者等全身性障害者を介助する上での基礎知識	2	
	(1) 重度肢体不自由者(児)における障害の理解	(1)	
	(2) 介助に関わる車いす及び装具等の理解	(1)	
	3 移動介助に当たっての一般的注意	3	
	(1) 姿勢保持について	(1)	
	(2) コミュニケーションについて	(1)	
	(3) 事故防止に関する心がけ及び対策	(1)	
	4 障害者(児)の心理	1	
	実習	5 移動介助の方法	3
(1) 抱きかかえ方及び移乗の方法		(1)	

(2) 車いすの移動介助	(2)	
6 生活行為の介助	1	
合 計	11	

## 別紙2

研修の課程	修業年限
居宅介護職員初任者研修課程	8月以内。ただし、地域の実情等により知事がやむを得ないと認めた場合は1年6月以内
障害者居宅介護従業者基礎研修課程	4月以内。ただし、地域の実情等により知事がやむを得ないと認めた場合は8月以内
重度訪問介護従業者養成研修の課程	重度訪問基礎課程、重度訪問追加課程及び重度訪問行動障害支援課程はそれぞれ1月以内（重度訪問基礎課程と重度訪問追加課程を並行して実施する場合にあっては2月以内）、重度訪問統合課程は2月以内。ただし、地域の実情等により知事がやむを得ないと認めた場合は重度訪問基礎課程、重度訪問追加課程及び重度訪問行動障害支援課程はそれぞれ2月以内（重度訪問基礎課程と重度訪問追加課程を並行して実施する場合にあっては4月以内）、重度訪問統合課程は4月以内
強度行動障害基礎課程	1月以内。ただし、地域の実情等により知事がやむを得ないと認めた場合は2月以内
強度行動障害実践課程	2月以内。ただし、地域の実情等により知事がやむを得ないと認めた場合は4月以内
同行援護従業者養成研修の課程	同行援護一般課程は3月以内、同行援護応用課程は1月以内（同行援護一般課程と同行援護応用課程を並行して実施する場合にあっては3月以内）。ただし、地域の実情等により知事がやむを得ないと認めた場合は同行援護一般課程は5月以内、同行援護応用課程は2月以内（同行援護一般課程と同行援護応用課程を並行して実施する場合にあっては6月以内）
行動援護課程	2月以内。ただし、地域の実情等により知事がやむを得ないと認めた場合は4月以内
管理責任者課程	1月以内。ただし、地域の実情等により知事がやむを得ないと認めた場合は2月以内
全身性移動課程	2月以内。ただし、地域の実情等により知事がやむを得ないと認めた場合は4月以内

別表第2（第9条関係）

(1) 居宅介護職員初任者研修課程の免除できる科目

保有資格又は 修了課程	免除できる科目
看護師 准看護師 保健師	全科目

(2) 障害者居宅介護従業者基礎研修課程の免除できる科目

保有資格又は 修了課程	免除できる科目
重度訪問基礎課程	3 居宅介護に関する講義のうち、重度の肢体不自由者に関するもの 5 基礎的な介護技術に関する講義のうち、重度の肢体不自由者に関するもの
重度訪問追加課程 重度訪問統合課程	3 居宅介護に関する講義のうち、重度の肢体不自由者に関するもの 4 障害者及び老人の疾病、障害等に関する講義のうち、重度の肢体不自由者の疾病及び障害等に関するもの 5 基礎的な介護技術に関する講義のうち、重度の肢体不自由者に関するもの 7 医学等の関連する領域の基礎的な知識に関する講義のうち、重度の肢体不自由者の医療に関するもの
重度訪問行動障害支援課程	2 Ⅱ障害者福祉及び老人保健福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義のうち、知的障害及び精神障害に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関するもの 4 障害者及び老人の疾病、障害等に関する講義のうち、知的障害者及び精神障害者の疾病及び障害等に関するもの
同行援護一般課程	2 Ⅱ障害者福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度のうち、視覚障害者に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関するもの 4 障害者及び老人の疾病、障害等に関する講義のうち、視覚障害者の疾病及び障害等に関するもの 5 基礎的な介護技術に関する講義のうち、視覚障害に関するもの 7 医学等の関連する領域の基礎的な知識に関する講義のうち、視覚障害に関するもの
全身性移動課程 全身性移動課程に相当するものとして知事が別に定めるもの	2 Ⅱ障害者福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度 3 居宅介護に関する講義
重度訪問介護従業者養成研修の課程に相当するものとして知事が別に定めるもの	3 居宅介護に関する講義

(3) 重度訪問行動障害支援課程の免除できる科目

保有資格又は 修了課程	免除できる科目
強度行動障害基礎課程	全科目
行動援護課程	全科目

(4) 強度行動障害基礎課程の免除できる科目

保有資格又は 修了課程	免除できる科目
行動援護課程	全科目

(5) 強度行動障害実践課程の免除できる科目

保有資格又は 修了課程	免除できる科目
行動援護課程	全科目

(6) 同行援護一般課程の免除できる科目

保有資格又は 修了課程	免除できる科目
視覚障害及び聴覚障害が重複している障害者等に対して法78条第1項に規定する特に専門性の高い意思疎通支援を行う者を養成する事業を行った者が実施した当該事業における研修の課程	3 視覚障害者の理解と疾病② 5 視覚障害者（児）福祉の制度とサービス 7 同行援護従事者の実際と職業倫理 10 代筆・代読② 12 誘導の基本技術② 14 誘導の応用技術（場面別・街歩き②）

(7) 行動援護課程の免除できる科目

保有資格又は 修了課程	免除できる科目
強度行動障害基礎課程及び強度行動障害実践課程	全科目

様式第 1 号（第 4 条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

指定居宅介護職員初任者研修等事業者指定申請書

第 号  
年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

住所 〔法人にあっては、その主たる事務所の所在地〕  
氏名 〔法人にあっては、その名称及び代表者の氏名〕  
電話番号

居宅介護職員初任者研修等を実施する事業者の指定を受けたいので、静岡県居宅介護職員初任者研修等事業者指定等取扱要綱第 4 条第 1 項の規定に基づき申請します。

記

研修の課程	<input type="checkbox"/> 居宅介護職員初任者研修 <input type="checkbox"/> 障害者居宅介護従業者基礎研修 <input type="checkbox"/> 重度訪問介護従業者養成研修（基礎課程） <input type="checkbox"/> 重度訪問介護従業者養成研修（追加課程） <input type="checkbox"/> 重度訪問介護従業者養成研修（統合課程） <input type="checkbox"/> 重度訪問介護従業者養成研修（行動障害支援課程） <input type="checkbox"/> 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修） <input type="checkbox"/> 強度行動障害支援者養成研修（実践研修） <input type="checkbox"/> 同行援護従業者養成研修（一般課程） <input type="checkbox"/> 同行援護従業者養成研修（応用課程） <input type="checkbox"/> 行動援護従業者養成研修 <input type="checkbox"/> サービス管理責任者研修 <input type="checkbox"/> 全身性障害者移動介護従業者養成研修  ※実施する研修の課程の□にレ点を付して下さい。
研修の日程	年 月 日 ～ 年 月 日
研修の実施場所 （講義を通信の方法によって行おうとする者にあつては、主たる事業所の所在地）	

様式第2号（第6条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

居宅介護職員初任者研修等事業者指定事項変更届

第 号  
年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

住所 〔法人にあっては、その主たる事務所の所在地〕  
氏名 〔法人にあっては、その名称及び代表者の氏名〕  
電話番号

年 月 日付け 第 号で指定を受けた内容のうち、下記の事項について変更をしたので、静岡県居宅介護職員初任者研修等事業者指定等取扱要綱第6条の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 変更した事項
- 2 変更の内容

変更前	変更後

- 3 変更した時期
- 4 変更の理由

様式第3号（第7条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

居宅介護職員初任者研修等事業計画変更承認申請書

第 号  
年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

住所 〔法人にあっては、その主たる事務所の所在地〕  
氏名 〔法人にあっては、その名称及び代表者の氏名〕  
電話番号

年 月 日付け 第 号で指定を受けた内容のうち、研修の課程又は日程について変更をしたいので、静岡県居宅介護職員初任者研修等事業者指定等取扱要綱第7条の規定に基づき申請します。

記

変更する研修の課程	
研修の日程	年 月 日 ～ 年 月 日
研修の実施場所 (講義を通信の方法によって行おうとする者にあつては、主たる事業所の所在地)	

第 号

修了証明書

氏 名  
生年月日 年 月 日

あなたは指定居宅介護の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの等(平成18年厚生労働省告示第538号)に規定する課程を修了したことを証明します

年 月 日

指定居宅介護職員初任者研修等事業者名 ⑩

様式第4号(その2)(第10条関係)(用紙 縦5.5センチメートル 横 9.1センチメートル)

修了証明書(携帯用)

第 号

氏 名  
生年月日 年 月 日

あなたは指定居宅介護の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの等(平成18年厚生労働省告示第538号)に規定する課程を修了したことを証明します

年 月 日

指定居宅介護職員初任者研修等事業者名 (印)

第 号

修了証明書

氏 名  
生年月日 年 月 日

あなたは指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等(平成18年厚生労働省告示第544号)に規定するサービス管理責任者研修を修了したことを証明します

修了分野：

年 月 日

指定居宅介護職員初任者研修等事業者名 ㊞

第 号

修了証明書

氏 名  
生年月日 年 月 日

あなたは静岡県居宅介護職員初任者研修等事業者指定等取扱要綱(平成20年静岡県告示653号)に規定する 課程を修了したことを証明します

年 月 日

指定居宅介護職員初任者研修等事業者名 (印)

様式第4号(その5)(第10条関係)(用紙 縦5.5センチメートル 横 9.1センチメートル)

修了証明書(携帯用)

第 号

氏 名  
生年月日 年 月 日

あなたは静岡県居宅介護職員初任者研修等事業者指定等取扱要綱(平成20年静岡県告示653号)に規定する 課程を修了したことを証明します

年 月 日

指定居宅介護職員初任者研修等事業者名 (印)

第 号

修 了 証 書

氏 名

生年月日 年 月 日

あなたは、厚生労働省の定めるところにより当該研修事業者が静岡県知事の指定を受けて行う強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）を修了したことを証します。

年 月 日

指定居宅介護職員初任者研修等事業者名 ㊦

第 号

修 了 証 書

氏 名  
生年月日 年 月 日

あなたは、厚生労働省の定めるところにより当該研修事業者が静岡県知事の指定を受けて行う強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を修了したことを証します。

年 月 日

指定居宅介護職員初任者研修等事業者名 ㊟

様式第5号（第11条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

居宅介護職員初任者研修等事業廃止（休止）届

第 号  
年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

住所 [ 法人にあっては、その  
主たる事務所の所在地 ]

氏名 [ 法人にあっては、その  
名称及び代表者の氏名 ]

電話番号

年 月 日付け 第 号で指定を受けた居宅介護職員初任者研修等の事業について、事業を廃止（休止）したいので、静岡県居宅介護職員初任者研修等事業者指定等取扱要綱第11条第1項の規定に基づき届け出ます。

記

1 廃止（休止）する時期

2 廃止（休止）の理由

様式第6号（第11条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

居宅介護職員初任者研修等事業再開届

第 号  
年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

住所 〔法人にあっては、その  
主たる事務所の所在地〕

氏名 〔法人にあっては、その  
名称及び代表者の氏名〕

電話番号

年 月 日付け 第 号で指定を受けた居宅介護職員初任者研修等の  
事業について、事業を再開したいので、静岡県居宅介護職員初任者研修等事業者指定等取扱要  
綱第11条第2項の規定に基づき届け出ます。

記

再開する時期

様式第7号（第12条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

居宅介護職員初任者研修等事業実績報告書

第 号  
年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

住所 〔法人にあっては、その  
主たる事務所の所在地〕  
氏名 〔法人にあっては、その  
名称及び代表者の氏名〕  
電話番号

年度の居宅介護職員初任者研修等の事業が終了したので、静岡県居宅介護職員初任者研修等事業者指定等取扱要綱第12条の規定に基づき提出します。

記

- 1 研修の名称 ( 課程)
- 2 研修の実施日  
(1) 講義 月 日～ 月 日 ( 日間)  
(2) 演習 月 日～ 月 日 ( 日間)  
(3) 実習 月 日～ 月 日 ( 日間)
- 3 研修受講状況  
(1) 受講人数 人  
(2) 修了者数 人
- 4 居宅介護職員初任者研修等修了者名簿  
別紙一覧表のとおり